

東京都北区事業承継支援事業補助金

【募集要項】

《本事業のお問い合わせ先》

担当：北区地域振興部産業振興課経営支援係

住所：北区王子 1-11-1 北とぴあ 11 階

電話：03-5390-1237

1 事業内容

区内における中小企業者が事業承継を契機として競争力の強化及び生産性の向上を図るために行う設備投資若しくは事業所の改修又は事業の引継ぎ等を伴う既存事業の廃業を行う際に要する経費の一部を区が補助することにより、事業承継を契機とした成長及び実践的かつ円滑な事業の承継を支援します。

2 定義

この補助金では、用語の意義を次のように定義します。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- (2) 製造業等 中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する業種
- (3) その他の業種 中小企業基本法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する業種
- (4) 設備 中小企業者が事業の用に供する資産で事業所に備え付けるもののうち、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 3 号に規定する機械及び装置並びに同条第 7 号に規定する工具、器具及び備品（観賞用植物等の生物を除く。）
- (5) 設備投資 8 ページの補助区分表のうち投資型の補助対象事業の欄に規定する事業に係る設備の購入又は大規模修繕（機能の回復又は効用の増加をする修繕をいう。）等を行うこと
- (6) 事業承継 経営権を経営者の親族、従業員又は第三者に引き継ぐことのうち、7 ページに掲載する要件を満たすもの
- (7) 親族 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族のうち、法定相続人たる卑属に該当する者

3 補助の区分

投資型

事業承継を契機として競争力の強化や生産力の向上を図る設備投資、事業所の改修などへ補助します。

- 補助率：1/2
- 補助限度額：製造業 200 万円 製造業以外 100 万円

廃業型

M&A などの第三者承継で既存事業の廃業を行う際の登記の申請資料作成費、設備機器処分費、事業所の原状回復費などへ補助します。

- 補助率：1/2
- 補助限度額：50 万円

※補助金額はいずれの区分でも千円未満の端数切捨て
⇒詳しくは 8 ページの補助区分表をご覧ください。

4 補助対象者

この募集要項による補助の対象となる方（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する方で、かつ 8 ページの補助区分表の補助対象者の欄に当てはまる方です。

- (1) 中小企業者
- (2) 会社にあつては区内に登録上の本店又は主たる事業所（個人事業者にあつては事業主の住所又は主たる事業所）を有する者
- (3) 申請日時点において、同一の場所で引き続き 1 年以上事業を営んでいる者又はその者から事業承継した者
- (4) その他区長が補助金を交付することが適当であると認める要件を満たす者

上記に該当しても、次のいずれかに該当する方は、補助対象者となりません。

- (1) 暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成 24 年 6 月東京都北区条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する事業その他これに準ずる事業を営む者
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等である者。

ただし、当該子会社等の親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）が中小企業者に該当する場合はこの限りでない。

- (4) フランチャイズチェーン（他の企業等から特定の商標、商号等を使用する権利を付与され、当該権利の対価として金銭等を支払う旨の契約に基づく事業の形態をいう。）の加盟店として事業を営む者
- (5) 会社にあつては、大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している者
- (6) 会社にあつては、役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している者
- (7) 会社にあつては、申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税を、個人事業者にあつては前年度分の特別区民税・都民税を滞納している者（納期未到来分についてはこの限りでない）
- (8) 補助金交付申請をする補助対象事業について、国、東京都、公社その他の団体が実施する補助金の交付を受けている者
- (9) 過去にこの募集要項に基づく補助金の交付を受けている者
- (10) 国、地方公共団体、公社その他の団体が実施する同種の補助金の交付を受けている者

5 補助対象経費

補助対象経費は、8ページの補助区分表のとおりです。ただし、次の経費は補助対象経費となりません。

- (1) この補助金の交付決定の通知日（補助対象事業の変更承認を受けた場合は当該承認の通知日）より前に、その全部若しくは一部が完了している補助対象事業に要した経費又は支払を完了している経費。ただし、リース料については、補助金の交付の申請をする日の属する会計年度の4月から2月末日までの期間以外の期間に係る経費
- (2) 実績報告書の提出日において、完了しない補助対象事業に要する経費又は支払いを完了しない経費
- (3) その全部の額が補助対象経費の下限額の欄に定める額を下回る経費
- (4) 補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われること等により補助対象事業の実施に必要と認められる経費として特定することができない経費
- (5) 消費税に相当する額

6 補助対象期間

補助金交付申請をする年が属する年度（4月1日から翌3月31日）に支払った経費が補助の対象となります。

7 補助金の交付申請

①事前相談

次の書類をそろえてから事前相談を受け、書類をブラッシュアップしてください。

- (1) 東京都北区事業承継支援事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- (2) 東京都北区事業承継支援事業補助金事業承継計画書 (第1号様式 別紙1 (1) または (2))
(投資型・廃業型で書式が別なのでご注意ください)

↓↓書式は北区ホームページからダウンロードできます↓↓

②書類提出

下記の書類をご提出ください。(郵送または申請フォーム)

- (1) ①事前相談で作成した書類
- (2) 区内に登記上の本店または主たる事業所を有することがわかる書類の写し (法人の場合)
例) 登記事項証明書
- (3) 区内に住所または主たる事業所を有することがわかる書類の写し (個人事業者の場合)
例) 住民票の写し、賃貸借契約書
- (4) 資本の額及び出資の総額を確認することができる書類の写し (法人の場合)
例) 登記事項証明書
- (5) 従業員の人数を確認することができる書類の写し
例) 従業員名簿
- (6) 住民税納税証明書
(個人) 区役所税務課などで取得
(法人) 都道府県税事務所で取得
- (7) 補助対象経費の見積書の写し
- (8) 事業承継確認書類 (9 ページ参照)
- (9) 直近の決算書の写し
- (10) 承継する資産の一覧 (一部承継の場合)

※その他追加で書類の提出をお願いする場合があります。

郵送の場合 下記までお送りください。

〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とぴあ 11F

北区産業振興課経営支援係 事業承継補助金担当

申請フォームの場合 申請フォームからお送りください (次ページ参照)

申請書類ダウンロード・申請フォームへのリンク掲載ページ

URL: <https://www.city.kita.lg.jp/business/business-support/1011287/1019895.html>

【東京都北区 事業承継補助金】で検索

または右のコードからアクセスしてください。



8 申請後の流れ

補助金の交付の申請



書類等の審査・現地調査（必要に応じて）



交付決定または不決定（通知をお送りします）

9 交付決定後のお手続き

実績報告

補助対象事業終了後または補助対象期間終了後、補助事業の実績をご報告いただきます。実績報告に必要な書類は補助対象者にあらためてご連絡いたします。ご提出いただいた実績報告書類を確認し、補助事業の成果が交付決定内容及び条件に適合するものであると認めたときは補助金交付確定となり、その旨を書面にて通知いたします。



補助金請求及び支払い

交付確定となった補助金に対し、請求書類をご提出ください。請求書類を確認し、問題がなければ指定口座へ振込みを行います。請求書類は補助対象者にあらためてご連絡いたします。

【別表集】

2 定義 関係

事業承継の定義

経営権を経営者の親族、従業員又は第三者に引き継ぐことのうち、以下の場合分けに沿って、それぞれ要件をいずれも満たす場合を事業承継とします。

※親族承継でありかつ従業員承継である場合は親族承継として扱います。

法人の全部承継の場合

		場合分け		
		親族承継	従業員承継	第三者承継
要件	承継先	法定相続人たる卑属	従業員	第三者
	株式移転	要件なし	2/3以上	2/3以上

法人の一部承継の場合

		場合分け		
		親族承継	従業員承継	第三者承継
要件	承継先	法定相続人たる卑属	従業員	第三者
	経営資源の移転	店舗または事務所	店舗または事務所	店舗または事務所

個人事業者の場合

		場合分け		
		親族承継	従業員承継	第三者承継
要件	承継先	法定相続人たる卑属	従業員	第三者
	経営資源の移転	店舗または事務所	店舗または事務所	店舗または事務所

3 補助の区分、4 補助対象者、5 補助対象経費 関係

補助区分表

	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額		補助対象経費 の下限額
投資型	以下のいずれにも該当する者 (1) 申請日時点において、事業承継を3年以内に予定している者又は事業承継後5年を経過していない者 (2) 事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向及び具体的な事業計画を有する者 (3) 第三者承継にあつては、区内事業者から承継した者	事業承継を契機として競争力の強化及び生産力の向上を図る事業	生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を得るための活動に直接的に必要な設備の更新、設備投資及び事業所等の改修に要する経費	2分の1	製造業等	200万円	10万円
					その他の業種	100万円	
廃業型	以下のいずれにも該当する者 (1) 事業承継を伴う既存事業の廃業を行う者 (2) 事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向を有する者に対して事業承継をする者	事業承継を伴う既存事業の廃業を行う事業	廃業に関する登記の申請手続に伴う専門家に支払う申請資料作成費、在庫処分費、建物解体、設備機器等処分費及び事業所の原状回復費	2分の1	50万円		-

7 補助金の交付申請 関係

事業承継確認書類

交付申請の際は、以下の場合分けに沿って、書類をご提出ください。（いずれも写し）

※親族承継でありかつ従業員承継である場合は親族承継として扱います。

法人の全部承継の場合

	場合分け		
	親族承継	従業員承継	第三者承継
株式移転確認書類		基本合意書または 株式売買契約書	基本合意書または 株式売買契約書

法人の一部承継の場合

	場合分け		
	親族承継	従業員承継	第三者承継
経営資源の 移転確認書類	基本合意書または 賃借・売買契約書	基本合意書または 賃借・売買契約書	基本合意書または 賃借・売買契約書

個人事業者の場合

	場合分け		
	親族承継	従業員承継	第三者承継
経営資源の 移転確認書類	基本合意書または 賃借・売買契約書	基本合意書または 賃借・売買契約書	基本合意書または 賃借・売買契約書